

平成30年7月13日
内閣官房国土強靱化推進室

「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」の改定について

大規模自然災害等に際しては、個々の民間事業者の自助のみならず、社会全体での共助を最大限機能させることが重要です。すそ野の広い社会貢献の取組を促進するため、事業継続（BCP）の取組を対象としている「国土強靱化貢献団体認証制度」について、社会貢献の観点での評価を含めるよう、ガイドラインを改定しました。

国土強靱化の推進に向けては、国、地方公共団体のみならず、民間の自主的かつ主体的な取組が極めて重要です。

民間事業者の行う国土強靱化のための努力には、自己の事業継続に関するものと社会貢献としてのものと考えられますが、いずれも実際に災害が起こってみなければその効果を図りがたいという性質があるため、平時から民間事業者側で積極的にそのために費用等がかかることにモチベーションを感じにくいという問題があります。その点を克服するためには、事業者等の努力を見える化する第三者による認証制度を設けることが有効です。

そこで内閣官房では、よりすそ野の広い認証制度の実現に向けた取組を促進するため、「国土強靱化貢献団体認証に関するガイドライン」を定め、まずは自己の事業継続に関して、貢献団体の認証の要件等の考え方を示しました（平成28年2月）。本ガイドラインに基づき民間の認証組織により115の国土強靱化貢献団体の認証が行われ、一定の社会的な認知が進んでいます。

一方、大規模自然災害等に際しては、個々の民間事業者の自助のみならず、社会全体での共助を最大限機能させることが必要です。そこで、認証の対象に地域に根差したものも含め広く社会貢献（共助）の観点で評価を行う仕組みを追加することにより、さらなる国土強靱化の取組の幅を広げるために、本ガイドラインを改定しました。

改定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」は、内閣官房のホームページで公開しています。

【URL】http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/torikumi_minkan.html

<問い合わせ先>

内閣官房 国土強靱化推進室 参事官補佐 西崎

TEL : 03-6257-1775 FAX : 03-3581-0867